

一般事業主行動計画

萩尾高压容器株式会社

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和 6年 1月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- 令和 6年 4月～ 育休取得予定者が出た場合に「育休復帰支援プラン」策定を開始する。

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 令和 6年10月～ 労働者全員の前1年間の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和 7年 1月～ 各部署において、令和7年4月1日からの年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和 7年 3月～ 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定書を締結し、労働者の年次有給休暇の取得促進を図る。
- 令和 8年 2月～ 労使協定書の内容を履行できているのかを確認・検証し、次年度の年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の内容について労使で協議をすすめる。